

運営審議会委員による支部視察の報告

令和4年10月発行

はじめに

運営審議会委員による令和4年度の支部視察は、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、昨年度に引き続き、テレビ会議の方法により、甲府（本庁及び都留）、高松（本庁及び丸亀）、山形（本庁及び米沢）、福井（本庁及び敦賀）及び奈良（本庁及び葛城）の5支部を対象に実施しました。

視察においては、各支部から事業概況の説明を受けるとともに、委員から運営審議会の役割、共済組合の事業やこれまでに組合員から出されている要望についての説明を行いました。また、座談会では組合員のみなさんから直接意見や要望が出され、質疑応答や意見交換を行いました。



これらに加えて、令和4年3月に実施された運営審議会において、令和5年4月に最高裁、東京及び横浜の3支部を廃止し、本部に統合することが決定され、全国に51ある共済組合支部のすべてを本部に統合する検討及び準備がすすめられていることから、委員からは、統合にかかわるこれまでの経緯と組合員代表委員の意見、それに対する本部の考え方を報告するとともに、この支部視察及び秋に行われる要望事項のとりまとめの機会に、組合員のみなさんの意見や要望等を積極的に出してもらうようお願いしました。

運営審議会の役割等の説明

【運営審議会の目的及び審議内容】

運営審議会は、国家公務員共済組合法により「組合の業務の適正な運営に資する」ことを目的に設置され、①定款の変更、②運営規則の作成及び変更、③毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算などの審議を行うこととされており、裁判所共済組合では、次年度の事業計画の骨子の審議を行う「骨子運審」（1月下旬～2月上旬）、次年度の事業計画及び予算の審議を行う「計画運審」（3月）、前年度の決算の審議を行う「決算運審」（6月）が開催されています。また、骨子運審と計画運審の間に、「小委員会」を複数回開催し、事業計画及び予算の詳細についての審議を行っています。この他に、5名以上の委員の請求があれば、運営審議会が開催されることとなっています。

【運営審議会の構成】

運営審議会の構成は、裁判所共済組合定款で決められており、裁判所共済組合の副本部長、事務主管者側委員4名、組合員代表委員5名の合計10名で構成されています。

【運営審議会への組合員等の意見・要望の反映】

運営審議会における事業計画及び予算の審議は、毎年秋に各支部がとりまとめる要望事項や、全司法労働組合から提出される要望事項をふまえて行われますが、この他、運営審議会委員による支部視察において、各支部の組合員や事務担当者のみなさんから出された意見や要望も審議に反映されます。支部視察の実施は、毎年の事業計画で決められますが、組合員の意見を共済組合の事業に反映するために、なくてはならない大切なとりくみとなっています。

📄 各支部共済組合係の様子

各支部の事務担当者は、共済組合制度が複雑かつ幅広い分野に渡り、事務担当者には専門的知識が求められる中で、しばしば行われる制度の新設や改正にも対応しつつ、事務処理に必要な知識の習得に努められています。特殊な事案や判断が困難な事案については、法規や研修資料等を参考に支部内での検討を深めるとともに、他支部、高裁所在地支部または本部とも相談するなどして、適正な処理が行われています。また、共済組合係内の事務分担を定期的に変更するなど、事務担当者の不在時や異動時であっても事務に支障が生じることなく、安定した組合員サービスの提供ができるよう工夫されています。



組合員に対する制度周知や手続教示などにおいて、令和4年4月から自宅のパソコンやスマホからも閲覧できるなどアクセスが向上し、内容もリニューアルされた裁判所共済組合ホームページの活用がすすめられており、そのため、J-NET掲示板や庁内ホームページなどでも裁判所共済組合ホームページへ案内するとりくみが行われています。

📄 座談会で出された主な意見・要望等及び共済組合本部の回答

座談会で出された主な意見や要望とそれに対する共済組合本部の回答は次のとおりです。制度上の問題や当該経理の収支の状況等から、実施は困難とされているものも多くありますが、ここに掲載できなかった意見や要望を含め、運営審議会での意見反映を図っていきます。

- 掛金の算定の基礎となる標準報酬の算定にあたって、通勤手当等を除外してもらいたい。

掛金算定の基礎となる標準報酬月額算定期間及び算定基準は、国家公務員共済組合法等に定められているところ、標準報酬月額の算定の基礎となる報酬の範囲には、一般職給与法の規定による基本給、諸手当等の全てを含むとされており、民間の厚生年金及び健康保険においても、同様の取扱いとなっているため、当共済組合において独自の取扱いを行うことができないことは御理解いただきたい。

なお、標準報酬月額から通勤手当や住居手当等を除外することについては、昨年度も関係機関へ要望したところ、「国家公務員共済組合制度のみ、これらの手当を標準報酬の算定の対象としないことは適切ではない」との回答であった。

- 確定申告に対応できる医療費通知を配付してもらいたい。

現時点で税控除対応の医療費通知を行う予定はない。

理由は以下のとおりである。

- 1 医療費通知事業については、国家公務員共済組合連合会から同事業費が割り当てられており、同事業費の枠内において実施しているため、当該年度（一年間）に医療費が発生した者全員に対する通知を同事業費の枠内で行うことはできず、現在特定月に医療費が発生した組合員にのみ送付している。

なお、システムの仕様上、医療費控除の対象となる者のみを抽出する機能がなく、対象者を限定して当該年度（一年分）の医療費を通知することは困難である。

- 2 昨年度から、マイナポータル上で医療費通知情報を閲覧することが可能となり、同情報が確定申告の際に自動連携されるようになった。

- 人間ドック等の補助を増額してもらいたい。同一年度に人間ドックと脳ドックの両方を受検した場合、両方に補助を支給してもらいたい。補助の年齢制限を撤廃してもらいたい。精算代行サービスの提携医療機関が少ない。

人間ドック補助等については、その拡充について様々な御意見をいただいている。人間ドック等の補助は、組合員等の健康に資するものであり、組合員のニーズも高いことから、令和4年度も現在の補助基準を維持することとしているが、ここ数年の人間ドック受検者数が増加傾向にあること、今後特定保健指導の実施率向上に向け更なる取組を行う必要があることから、引き続き、保健経理全体の在り方を検討していく必要があると考えている。したがって、現時点で直ちに実施することが困難であることを御理解いただきたい。

健康増進事業を行っている保健経理が赤字を計上している現時点においては、補助対象者の拡大、補助の増額、補助対象年齢の引き下げ等、支出の増

加に当たる見直しを直ちに行うことは困難な状況である。

なお、裁判所は人間ドックの補助対象年齢を30歳以上に拡大しており、他の共済組合と比較しても若年層に対して一定の配慮は行っていることを御理解いただきたい。

人間ドックの提携医療機関の増設については、追加希望の施設名等を、共済組合本部に所属の共済組合を通じて要望していただければ、追加を検討させていただきたいと考えている（過去に組合員からの要望で追加した実績もある。）。

- 福利厚生パッケージサービスについて、地域による利用施設の差を解消してもらいたい。割引クーポン利用の煩雑さを解消してもらいたい。今後も事業を継続するのか検討してもらいたい。都道府県別の利用実績や頻度を公表してもらいたい。利用方法の説明をわかりやすくしてもらいたい。

福利厚生パッケージの地域格差解消の観点から、これまでもAmazonプライムの利用料割引やセブンイレブンのnanacoカードギフト券、ベネフィットポイントの楽天ポイントへの交換などのサービスを提供したり、通販やeラーニング等についても強化してきたところである。

共済組合としては、サービス内容を工夫するなどして利用促進を図りつつも、その利用状況にも注視しながら、組合員に提供する福利厚生のサービスとして適切なのかという観点から、事業の維持の相当性を含めて今後の在り方を検討していく必要があると考えている。

福利厚生パッケージサービスの都道府県別利用実績については、把握していないので御理解いただきたい。ただし、令和2年度は全組合員の18.4%が、令和3年度は23.8%が利用している。令和2年度は、コロナの影響で利用実績が多少減少したものの、担当者の説明によれば、18.4%の利用率であっても、利用されているという評価をすべきであるという話も聴いている。

利用方法等については、4月に配布した冊子「ベネフィットステーション2022年度スタート号」（ベネフィットステーションサイト上でも御覧いただけます。）、ベネフィットステーションのスマホやPCサイト上の「ご利用ガイド」から御確認いただけるので、そちらを御利用いただくこともできる。また、問合せフォームもベネフィットステーションに用意されているので御利用いただきたい。

- 健康ダイヤル24は今後も継続してもらいたい（利用しやすいから）。

健康ダイヤル24事業については、様々な意見が出されているところである。

保健経理の財政状況が厳しい中で、利用状況やニーズ等を踏まえて、引き続き本サービスの在り方を検討していきたい。

- **健康診断を充実してもらいたい。女性のがん検診を充実してもらいたい。健康診断に腫瘍マーカー検査等を導入してもらいたい。**

一般定期健康診断等については、裁判所が法令に基づき使用者の責任において実施しているものであり、国の機関でない共済組合としては、意見を伝えることしかできないことを御理解いただきたい。
- **インフルエンザの予防接種等に補助を出してもらいたい。**

インフルエンザワクチンをはじめとするワクチンの接種については、予防医学の観点から必要なことと考えるが、共済組合の全部又は一部負担で行うことは、利用される組合員が多く、多額の費用を要することが見込まれることから、現状では難しい状況である。
- **共済組合手帳を存続してもらいたい（すべての組合員に提供できるサービス）。**

共済組合員手帳については、様々な意見が出されているところであり、共済組合がその費用を負担して手帳を配布することについて消極的な意見もある。

手帳の作成は、貯金経理の中で、共済組合ホームページの維持管理とともに保険取扱事務手数料を財源に行っているところ、今後同ホームページの充実を図っていく中で手帳の作成が真に必要なものであるか（とりわけ組合員全員に配布される小冊子にある情報は同ホームページにも掲載されており、同ホームページに加えて小冊子まで配布する必要があるか）について、組合員の利用状況やニーズ等も踏まえて検討していきたいと考えている。
- **庁用品として整備できないもの（例えば、電子レンジ等）を共済組合の備品として整備してもらいたい。**

共済組合における「厚生費」は、組合員又は組合の職員の福利厚生に必要な費用に使用できるものであるところ、例として挙げていただいた各職場における電子レンジの整備は裁判所の執務環境の整備に関するものであり、共済組合で整備することは難しいと従前から整理していることを御理解いただきたい。
- **共済組合ホームページについて、令和4年4月からの変更点（特に便利になった点）を教えてください。見やすく理解しやすいように更なるレイアウトの充実を図ってほしい。支部や個人の意見等を記入できるコーナーを設けてもらいたい。オンラインで各種手続きができるようにしてもらいたい。情報が更新されても、その周知がないので、ホームページを見にいくきっかけがない。**

5月からグループ保険のパンフレットのダウンロードや申込みが共済組合ホームページを通じてできるようになった。また、各ライフステージにおい

て必要な情報や申請書等についても、私物端末からもダウンロードできるようになった。

周知事項や各種書式の掲載場所、掲載方法の見直しなど、組合員のニーズを踏まえて引き続き利便性や充実度の向上に取り組むので、お気に入り登録するなどして、ぜひ積極的に御活用いただきたい。

意見等を記入できるコーナーについては、御要望を踏まえ、検討していきたい。

オンラインで共済組合の各種手続を申請のみならず認定までも完結させる仕組みについては、他省庁共済組合の動きを見ながら進める必要があるため、直ちに対応できるものではないことを御理解いただきたい。一方、グループ保険については、今年度からオンライン上で申込みができるようになった。

共済組合に関する情報等については、今後、事務の最適化の観点から、裁判所共済組合ホームページへの掲載による周知を考えているが、周知内容の軽重等に応じて周知方法を検討する予定である。

共済組合支部の本部への統合

共済組合支部の本部への統合については、「メリットが大きいので、早期に統合してほしい」「異動に伴う手続きが不要になるのは助かる」という声がある一方で、「共済組合の存在意義を失わせるものになりかねない」という厳しい意見や「相談しにくくなる」「気軽に相談できる窓口が必要」「サービス低下が懸念される」といった意見も引き続き出されています。また、事務担当者からは、「統合後の事務処理について情報提供してほしい」との要望も出されました。これまで、共済組合からは、共済組合ホームページの充実がはかられたこと、気軽に直接質問できる窓口を本部に設置すること、届出書等は本部に直接メールで提出できるようにする（原本が必要なものは被統合庁に設置する窓口を通じて提出）などして利便性の向上をはかることなどが周知されているものの、組織統合についての組合員の理解や納得はすすんでいないとの感想を持ちました。

2022年3月の運営審議会において、共済組合本部から「今後も、組合員との関係では支部視察並びに事業計画及び予算に係る要望の聴取の機会を利用して、支部の共済事務担当者との関係では地区別協議会や各種事務打合せ等の機会を利用して意見を聞くことを予定している。また、今後検討を進めていく中で、統合を進めることによって共済組合業務を進める上での大きな問題や差し支えが生じ、組合員に対し必要なサービスを提供できないことが判明したような場合には、計画を変更したり統合を中止又は撤回することもあり得ると考えている。」との説明があったことをふまえ、組合員代表の委員からは、組合員サービスが低下することのないよう、引き続き組合員の意見を聞きながら、慎重に検討をすすめるよう求めています。また、事務担当者及び組合員にも広く検討状況を開示し、それぞれの立場からの意見を聴取し、今後の検討に反映す

るよう要望もしています。

これに対して、共済組合本部からは、「統合後も組合員にとって必要なサービスを維持できるように、引き続き組合員の意見を聞きながら、必要な検討を今後も継続して行っていく。」「統合後のサービス提供方法等については、組合員や被統合支部への影響が大きいものから検討を進めているところであり、確定したものから順次、組合員等に説明していく予定である。」との説明を受けています。

組合員のみなさんには、引き続き、組織統合についての意見や要望を積極的に出していただくようお願いします。出された意見や要望をふまえ、運営審議会で意見反映をはかります。

むすび

座談会では、事前に集約された組合員のみなさんの意見・要望に加え、参加者から多くの発言があるなど、支部視察はたいへん有意義なものとなりました。この視察の機会に、組合員のみなさんから直接お聞きした意見や要望を含め、全国から出される多くの要望事項が共済組合の事業に活かされるよう、運営審議会で見聞反映してまいります。

共済組合は、組合員の掛金を原資として運営される組織ですので、その事業に組合員の意見を活かしていくことが重要です。共済組合に関する意見、要望及び疑問がある場合は、要望事項のとりまとめや運営審議会委員による支部視察の機会だけでなく、いつでも所属の共済組合支部を通じて本部にお知らせください。

最後になりましたが、お忙しい中、今回の視察に御対応して下さった対象支部の事務担当者及び組合員のみなさんに御礼申し上げます。ありがとうございました。

